正　誤　表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 箇所 | | 誤 | 正 |
| 2-121ページ  表2-2.88 | 「上記に掲げる以外の物質」の規制基準 |  |  |
| 2-122ページ  表2-2.90 | 出典 | 廃棄物焼却炉に係るばいじん等に含まれるダイオキシン類の量の基準及び測定の方法に関する省令（平成12年厚生省令第１号、最終改正：平成12年厚生省令第127号） | ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号、最終改正：平成22年環境省令第５号） |
| 2-149ページ  表 2-2.112 | 条例に基づく許容限度 | ポリ塩化ビフェニル：0.0003mg/ℓ  1,1,1-トリクロロエタン：0.3mg/ℓ | ポリ塩化ビフェニル：検出されないこと。  1,1,1-トリクロロエタン：1mg/ℓ |
| 4-10ページ  (2)上から5行目 | | …Ｂ案（煙突高さ100m）のほうが、Ａ案（煙突高さ59m）と比べ… | …Ｂ案（煙突高さ59m）のほうが、Ａ案（煙突高さ100m）と比べ… |